

平成20年度 洞爺湖有珠火山マイスター認定要領

1 目的

この要領は、洞爺湖有珠火山マイスター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が平成20年度に実施する洞爺湖有珠火山マイスター（以下「火山マイスター」という。）の認定に関し、必要な事項を定める。

2 火山マイスターの名称

認定する名称は、「洞爺湖有珠火山マイスター」とし、洞爺湖や有珠火山地域の自然について正しく理解し、次なる噴火に備えた地域防災のリーダーとなりうる者を認定する。

3 火山マイスターの認定

(1) 火山マイスターの認定

平成20年度洞爺湖有珠火山マイスター認定審査実施要領で定める認定審査に合格した者について、火山マイスターに認定するものとする。

(2) 認定書の交付

(1)の認定を受けた者に対し、「洞爺湖有珠火山マイスター認定書」(第1号様式)（以下「認定書」という。）を交付する。

(3) 洞爺湖有珠火山マイスター名簿への登載

(1)の認定を受けた者を「洞爺湖有珠火山マイスター名簿」(第2号様式)に登載するものとする。

(4) 認定を受けた者の公表

運営委員会は、認定を受けた者の氏名及び居住市町村名を、速やかに公表するものとする。

4 認定の取り消し等

(1) 火山マイスターの認定を受けた者が、信用を著しく傷つける行為等により、火山マイスターとして不適格であると認められるときは、洞爺湖有珠火山マイスター認定審査委員会の意見を聴いて、称号を取り消すことができるものとする。

(2) 称号を取り消された者は、遅滞なく認定書を返納するものとする。

5 その他

この要領に定めるもののほか、火山マイスターの認定に関し必要な事項は、運営委員会が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

洞爺湖有珠火山マイスター認定書

(氏 名)

昭和 年 月 日生

上記の者を洞爺湖有珠火山マイスターとして認定
する。

平成 年 月 日

洞爺湖有珠火山マイスター運営委員会

委員長 岡 田 弘

